

所沢市監査委員交際費の支出及び公開に関する基準

1 趣旨

この基準は、監査委員が要する弔慰金の支出について、必要な事項を定めるものとする。

2 支出経費

支出できる経費は、別表に掲げるとおりとする。

3 その他

別表に掲げた経費のほか、特に必要と認めるときは、その都度検討し、支出することができる。

4 公開基準

監査委員交際費の支出明細書は、原則情報公開するものとする。ただし、所沢市情報公開条例第7条各号に該当する場合は、この限りでない。

5 見直し

この基準は、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

附 則

この基準は、平成31年1月1日から施行する。

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表

区 分	香 典	花 輪 (生花)	備 考
特別職本人	◎	◎	弔慰金の支出は現職に限る。 香典は10,000円とする。